

地域医療構想達成に向けた具体的対応方針の一部改正について

【概要】

具体的対応方針の「2025年において担う役割の方針」に「新興感染症」を加えるとともに、「本県における5疾病6事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準」とし、区分に「新興感染症」を加える。

《具体的対応方針》

病床機能報告対象 医 療 機 関 名	2025 年において担う役割の方針											2025 年に持つべき病床数の方針 (病床数は暫定数)						
	※令和 6 年 12 月現在の愛知県地域保健 医療計画別表より作成											※令和 5 年度病床機能報告及び 個別に提出されたプランに基 づき作成						
	が ん	脳 卒 中	心 血 管 疾 患	精 神 疾 患	救 急	災 害	新 興 感 染 症	へ き 地	周 産 期	小 児	在 宅	(その他 地域医療支援病院)	計	高 度 急 性 期	急 性 期	回 復 期	慢 性 期	休 棟・ 廃止等

注) 介護療養病床等から転換した介護医療院の定員は病床とみなしていたが、令和6年3月で経過措置期間終了のため、記入欄は削除する。

《本県における5疾病6事業及び在宅医療等を行う医療機関として記載する際の判断基準》

区 分		別表掲載基準
新興感染症	協定指定医療機関	感染症対応に係る協定（発熱外来・自宅療養者支援・後方支援・人材派遣・防護服の備蓄）を締結した医療機関